

空き家情報バンクに登録しませんか!?

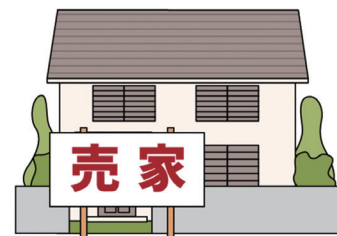
「空き家情報バンク」とは?

空き家の所有者の方に登録をしてもらい、移住者や住居を探している方に、市のホームページ等で空き家物件を紹介して有効活用や定住促進と地域の活性化を図る取組です。また、津久見市の空き家情報バンクに登録されると、国土交通省のモデル事業を全国展開する業者が、専用ホームページで物件情報をお知らせするため、日本全国から情報の閲覧が可能となります。



「田舎だから買い手はいない」と諦めていませんか?

最近、「田舎暮らしがしたい」「農地付きの家に住みたい」「自然が近い暮らしをしたい」など、都会から田舎へ移住を希望する方も増え、津久見市の「空き家情報バンク」への問い合わせも多くなっております。この4月には空き家バンク登録物件の売買契約が成立し、県外から移住された方がいらっしゃいます。移住の決め手は、「地域の方たちの人柄が良かった」ことだそうです。また、同じく空き家バンク登録物件で、条件が整い次第、親子で移住したいと、既に内定している案件もあります。



登録すると何がいい?

空き家情報バンクに登録すると、次のメリットがあるため、契約が成立する可能性が高くなります。

対 象 者	助 成 内 容
登録された方	市内の事業者に依頼して実施した空き家の家財処分等に要する経費に対して最大10万円を助成します。
市外の方で登録物件を買われた方 (65歳未満等の要件あり。)	空き家情報バンク登録物件の購入費用の2/3最大100万円を助成します。また、家財処分に最大10万円を助成します。
市内の方で登録物件を買われた方 (市税等を完納している等の要件あり。)	空き家情報バンク登録物件の購入費用の40%最大30万円分(新婚・子育て世帯は最大で50万円分)の商品券を交付します。

どんな物件がよく売れる・売れない?

好まれる物件	好まれない物件
内覧した時に家の中がきれいに片付いている。	内覧した時に家財・日用品等が散在している。
多少古くても今すぐに生活ができる。	水回りなどの修理をしないと生活できない。
多少古くても大きな補修を必要としない。	雨漏りやシロアリ被害など大きな補修が必要。
登録申請者と所有者が同一で、すぐにでも所有権移転ができる	相続登記が終わっていない。抵当権が設定されたままである。
土地の境界が確定している。	土地の境界が確定していない。

市は、空き家情報バンク登録物件の紹介まではできますが、実際の売買には立ち入れません。登録の際は、不動産売買のプロである大分県宅地建物取引業協会曰津支部の会員さんに仲介業者として入っていただきます。売買の際は、仲介手数料が発生しますので、ご了承ください。

【問合せ先】 津久見市役所 まちづくり課 電話：0972-82-4111(内線356)
商工観光・定住推進課 電話：0972-82-2655(直通)